

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	固定資産税・都市計画税に関する課税事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は、固定資産税・都市計画税に関する課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

島根県松江市長

公表日

令和7年1月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税・都市計画税に関する課税事務
②事務の内容	固定資産税及び都市計画税は、地方税法に基づき、賦課期日(1月1日)現在に本市に所在する固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有する者に対して課税する。なお、都市計画税は、土地・家屋に対して課税する。 【課税台帳の整備事務】 固定資産・都市計画税の状況は、以下の事務を行うことで異動内容等を正しく把握し、課税台帳を整備する。 ①土地課税台帳の整備 ・異動の把握・・・登記所(法務局)から登記済通知を受け取る。 その他、登記簿の確認を行う。 ・実地調査・・・固定資産の状況を実地に調査する。 ②家屋課税台帳の整備 ・異動の把握・・・登記所(法務局)から登記済通知を受け取る。 その他、登記簿の確認を行う。 ・実地調査・・・固定資産の状況を実地に調査する。 ③償却資産課税台帳の整備 ・償却資産の申告・・・償却資産の所有者から申告書の提出を受け取る。 ・都道府県知事又は総務大臣の通知・・・都道府県知事又は総務大臣からの通知を受け取る。 ・実地調査・・・償却資産の状況を実地に調査する。 ④納税義務者の決定 ・所有者課税・・・登記簿又は土地補充課税台帳、家屋課税台帳、償却資産課税台帳に所有者として登録される者とする。 ・現に所有する者・・・所有者として登記又は登録されている者が賦課期日前に死亡しているとき等においては、申請等に基づき、固定資産を現に所有している者とする。 必要に応じて、相続人の調査を行う。 【価格の決定事務】 地方税法では、3月31日までに固定資産の価格を決定することと定められている。 その期日までに固定資産の価格を決定する。 また、登記所へ土地・家屋の価格通知を行う。 【縦覧帳簿・名寄帳の作成及び縦覧・閲覧事務】 固定資産の価格を決定した後、3月末までに縦覧帳簿と名寄帳を作成し、納税者等の縦覧・閲覧に供する。 【賦課決定事務(当初)】 ①税額の計算 固定資産の価格を決定した後、固定資産税と都市計画税の税額を計算する。 ②納税通知書の作成・送付 固定資産税、都市計画税の税額がある納税義務者に対して納税通知書を作成し、送付する。 ③返戻調査 返戻されてしまった納税通知書等の宛先等について、他市区町村に対して照会を行い、再送付する。 また、住民基本台帳ネットワークシステムを使用して、本人情報を確認し、再送付する。

	【賦課決定事務(公示後の決定又は修正)】 当初賦課後に固定資産の賦課の決定内容に変更あった場合、賦課の決定内容を変更して納税義務者に通知する。 【評価替事務】 原則として3年に1度の基準年度に、土地と家屋の価格を見直す。 【納税管理人・共有資産の代表者決定事務】 ①納税管理人の決定 納税管理人の設定、変更、取消等の申告を受け取り、決定する。 ②共有資産の代表者の決定 共有資産の代表者指定について、通知する。 共有資産の代表者変更届を受け取り、変更する。 【減免・非課税・不均一課税等の適用に関する事務】 各種申請又は申告に基づき、減免、非課税、不均一課税等を適用する。 【窓口事務】 納税義務者からの各種申請に基づき、各種証明や名寄帳の写し等を交付し、又は閲覧に供する。 ＜特定個人情報の利用について＞ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、固定資産税業務では特定個人情報を以下のように取り扱う。 Ⅰ. 個人番号の取得 ①住民票システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携機能にて取得する) ②宛名システムの機能を使用し、個人番号を参照する。 ③償却資産申告書に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得する。 ④必要に応じて記載された各種申告書・申請書等を受け取り、個人番号を取得する。 Ⅱ. 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ②個人番号による個人の特定(個人番号による宛名付設) 償却資産申告書等に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。 ③帳票への印字 法令等に基づき、各事務にて使用する各種帳票に個人番号を出力する。 Ⅲ. 特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムを介して業務に必要な情報(生活保護受給情報)を取得する。
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	固定資産税システム
②システムの機能	【土地】 ①土地台帳：土地表示情報および土地権利情報の管理を行う機能 ②土地課税台帳：土地課税情報の管理を行う機能 ③土地仮計算機能：評価額、課税標準額のシミュレーションを行う機能 ④統計資料：評価上昇割合調べ、土地総評価見込資料を出力する機能 【家屋】 ①家屋台帳：家屋表示情報、家屋権利情報および家屋評価明細情報の管理を行う機能 ②家屋課税台帳：家屋課税情報の管理を行う機能 【償却】 ①償却申告管理：所有者より申告された申告書情報の管理を行う機能 ②償却課税異動：償却課税情報の管理を行う機能 【賦課】 ③当初賦課機能：当初課税データより名寄せし、対象年度の賦課を決定する機能 ④賦課更正機能：更正課税データより名寄せし、賦課情報を更正する機能 【その他】 ①評価替え：土地評価替計算および家屋評価替計算を行う機能 ②共有者管理：共有者とその内訳を管理する機能 ③証明書発行機能：各種証明書を窓口業務向けに発行する機能 ④統計管理機能：固定資産税業務における調定表等の統計資料を作成する機能

④他システム連携機能： 国土民生協働システム、国土民生連携システムと連携する機能

⑤他システム連携機能： 収納・滞納管理システム、GISシステム、家屋評価システム、概要調書等と連携する機能

	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム
③他のシステムとの接続	[○] 宛名システム等	[] 税務システム
	[] その他（ ）	
システム2～5		
システム2		
①システムの名称	宛名システム	
②システムの機能	①住登者宛名管理機能：住登者を住記システムより連携・管理する機能 ②住登外・事業所宛名管理機能：住登外・事業所宛名を登録・修正する機能 ③共有宛名管理機能：共有代表者の宛名を登録・修正する機能 ④送付先管理機能：現住所と異なる送付先を登録・修正する機能 ⑤納税関係者管理機能：相続人や納税管理等の納税関係者を登録・修正する機能 ⑥連絡先管理機能：電話番号等の連絡先を登録・修正する機能 ⑦口座管理機能：振替口座・還付口座を登録・修正する機能 ⑧世帯管理機能：住登外者を世帯に加入・脱退する機能 ⑨納税組合管理機能：納税組合やそれに属する組合員を登録・修正する機能 ⑩他システム連携機能：税務システムや福祉系システム等と連携する機能 個人番号は保有していないが、その他識別番号(宛名コード)を通じて宛名特定個人情報ファイルと紐付けされているファイルであり、固定資産税・都市計画税の課税事務を行う上で、個人番号の取得が実施されるため管理が必要である。 ・その他識別情報：宛名特定個人情報ファイルにおいて、個人番号を取得するために必要 ・地方税関係情報：固定資産税・都市計画税の適正な賦課のために必要	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム
	[] 宛名システム等	[○] 税務システム
	[○] その他（番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	)
システム3		
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	
②システムの機能	①宛名管理機能:既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能:個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ④情報提供機能:各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能:中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム
	[○] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム
	[○] 宛名システム等	[○] 税務システム
	[○] その他（中間サーバー	)
システム4		
①システムの名称	中間サーバー	

①システムの名称	家屋評価システム
②システムの機能	①家屋評価計算機能 家屋図面の描画、間取り、仕上げ材の入力により家屋の評価額を算出する機能。 ②家屋調査表整理機能 評価済みの家屋図面、計算内容の検索及び印刷機能。 ③家屋評価データ作成機能 固定資産税システム取り込み用の連携データを作成する機能。 再委託申請(事業者名、作業者、作業内容、作業期間、作業場所等記載)に対する承認
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム7	
①システムの名称	GISシステム(地理情報システム)
②システムの機能	①航空写真・課税情報等取り込み及び表示・印刷機能 航空写真及び課税台帳の情報(地目、固定資産評価額)を取り込み、表示、印刷する機能 地番及び航空写真のみを印刷する機能 ②各地計算機能 土地の間口・奥行、形状等から固定資産評価額を算出する機能 ③距離・面積計測機能 画面上に表示された物件の距離や面積を計測する機能 ④地番検索機能 地番から該当場所を表示する機能 ※ 他のシステムと直接回線での連携はない。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム8	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※住民基本台帳ネットワークシステムのうち市町村コミュニケーションサーバー部分(市町村CS)について記載する。
②システムの機能	①本人確認情報検索機能 統合端末において入力された基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせを基に本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する機能。 ※ この機能により、住登外者の検索を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (住基GWサーバー)
システム9	
システム10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)固定資産税特定個人情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項・番号法別表に規定された事務 ＜番号法別表 第24項＞ 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 以上の法令上の根拠により、税務事務である固定資産税業務において個人番号を利用する。

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項 第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」であって第50条で定めるもの (第50条第11号における情報照会の根拠) 地方税法第367条の固定資産税の減免に関する事務 納税義務者に係る生活保護実施関係情報
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松江市財政部固定資産税課
②所属長の役職名	固定資産税課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(1) 宛名特定個人情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市の固定資産税・都市計画税の納税義務者、納税管理人、相続人又は納税通知書等の送付先となっている者	
その必要性	固定資産税・都市計画税を適正に賦課するため。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 固定資産税・都市計画税を適正に賦課するために必要な情報として、本人確認情報(個人番号、4情報及びこれらの変更情報)を管理する必要がある。	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月	
⑥事務担当部署	松江市政策部デジタル戦略課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 () [☐] 行政機関・独立行政法人等 () [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [☐] 民間事業者 () [☐] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
--------	--

②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム(統合端末検索))
③使用目的 ※		・固定資産税・都市計画税を適正に賦課するため。 ・番号を利用した本人特定を実施するため。
④使用の主体	使用部署	松江市財政部固定資産税課、松江市財政部税務管理課、市民部市民課、鹿島支所市民生活課、島根支所市民生活課、美保関支所市民生活課、八雲支所市民生活課、玉湯支所市民生活課、宍道支所市民生活課、八束支所市民生活課、東出雲支所市民生活課、市民サービスコーナー
	使用者数	＜選択肢＞ ☐ 100人以上500人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		【課税台帳の整備事務】 ①納税義務者(又は代理人)等から提出された書類(申告書、申請書、個人番号カード等)に記載された個人番号を取得し、本人確認および本人特定を行う。 未登録の個人番号については、内部識別番号である宛名コードと紐付ける。 ②法務局から通知される登記済通知書をもとにして、納税義務者を確定する。 未登録の個人番号については、内部識別番号である宛名コードと紐付ける。 住登外者については、住民基本台帳ネットワーク等を使用して個人番号を取得し、宛名コードと紐付ける。 ③所得税等の書類の閲覧、国や都道府県からの通知により、個人番号を取得し、本人確認および本人特定を行う。 【賦課決定事務、賦課更正事務、納税管理人、共有資産の代表者決定事務、減免等の適用に関する事務】 ①生活保護受給情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、固定資産税の減免判定を行う。 ②納税義務者等から提出された書類(申告書等)に記載された個人番号を取得し、本人確認および本人特定を行う。 ③宛名特定個人情報ファイル、固定資産税特定個人情報ファイルを基に、納税通知書等を送付する。 ④返戻された納税通知書等の送付先を確定するため、他市区町村に対して照会を行い、住民基本台帳ネットワークシステム等を使用して個人番号を取得し、宛名コードと紐付ける。 【窓口事務】 ①納税義務者等からの問い合わせや申請、各種証明等の交付に対して、宛名コードや個人番号を用いて本人確認を行う。 ※上記の事務を行うため、宛名特定個人情報ファイルの検索や更新を行う。 ・4情報の組み合わせを基にした検索 ・書類等から取得した個人番号による本人確認および本人特定 ・本市への再転入、住登外者の転入時などの同一人特定 ・住登外者の本人確認および本人特定
	情報の突合	①宛名特定個人情報ファイルを更新する際に、宛名コードを基にして、受領した本人確認情報に関する更新データと宛名特定個人情報ファイルを突合する。 ②本人確認書類を用いて本人確認を行う際に、宛名コードを基にして、提示を受けた本人確認書類と宛名特定個人情報ファイルを突合する。 ③紐付けられた宛名コードを基に、固定資産税特定個人情報ファイルと連携して、取得した書類と宛名特定個人情報ファイルを突合する。 ※固定資産税を適正に賦課するためには、正確に記録及び本人確認を行うことが必要である。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する (1) 件 ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない

委託事項1		松江市新行政情報システム構築・運用業務	
①委託内容		松江市新行政情報システム(宛名システム)の運用管理、バッチ処理、オンライン稼働監視、データパンチ、帳票印刷、障害対応及び仕様変更等を行うシステムの運用維持管理業務	
②委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		松江市行政情報システムサービス共同企業体 代表企業 富士通株式会社 山陰支社	
再委託	④再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	再委託申請(事業者名、作業者、作業内容、作業期間、作業場所等記載)に対する承認	
	⑥再委託事項	ハードウェア保守、遠隔地媒体保管等	
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている (1) 件 ☐ 行っていない	
提供先1			
①法令上の根拠			
②提供先における用途			
③提供する情報			
④提供する情報の対象となる本人の数		☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲			
⑥提供方法		☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度			
提供先2～5			
提供先6～10			
提供先11～15			
提供先16～20			
移転先1		健康福祉部生活福祉課	
①法令上の根拠		松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の提供に関する条例(平成27年12月18日松江市条例第53号) 第4条 別表第1第1項 別表第2第1項、第11項	

②移転先における用途	生活保護の要保護者、被保護者であった者又はその扶養義務者に関する固定資産課税状況の調査
③移転する情報	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、4情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [1万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護の要保護者、被保護者であった者又はその扶養義務者かつ、本市の固定資産税・都市計画税の納税義務者、納税管理人のうち個人番号を有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼に基づき、随時提供する。
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜松江市における措置＞ 下記の措置を講じるデータセンター内のサーバー室に設置したサーバー内に保管され、バックアップ媒体は同データセンター内の保管室に保管される。
7. 備考	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(2) 固定資産税特定個人情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市の固定資産税・都市計画税の納税義務者、納税管理人、相続人又は納税通知書等の送付先となっている者	
	その必要性	固定資産税・都市計画税を適正に賦課するため。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
	その妥当性	個人番号は保有していないが、その他識別番号(宛名コード)を通じて宛名特定個人情報ファイルと紐付けされているファイルであり、固定資産税・都市計画税の課税事務を行う上で、個人番号の取得が実施されるため管理が必要である。 ・その他識別情報 : 宛名特定個人情報ファイルにおいて、個人番号を取得するために必要 ・地方税関係情報 : 固定資産税・都市計画税の適正な賦課のために必要
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月	
⑥事務担当部署	松江市政策部デジタル戦略課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 () [○] 行政機関・独立行政法人等 () [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [] 民間事業者 () [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	

②入手方法		☒ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム(統合端末検索))
③使用目的 ※		・固定資産税・都市計画税を適正に賦課するため。 ・番号を利用した本人特定を実施するため。
④使用の主体	使用部署	松江市財政部固定資産税課、松江市財政部税務管理課、市民部市民課、鹿島支所市民生活課、島根支所市民生活課、美保関支所市民生活課、八雲支所市民生活課、玉湯支所市民生活課、宍道支所市民生活課、八束支所市民生活課、東出雲支所市民生活課、市民サービスコーナー
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		【課税台帳の整備事務】 ①納税義務者(又は代理人)等から提出された書類(申告書、申請書、個人番号カード等)に記載された個人番号を取得し、本人確認および本人特定を行う。 未登録の個人番号については、内部識別番号である宛名コードと紐付ける。 ②法務局から通知される登記済通知書をもとにして、納税義務者を確定する。 未登録の個人番号については、内部識別番号である宛名コードと紐付ける。 住登外者については、住民基本台帳ネットワーク等を使用して個人番号を取得し、宛名コードと紐付ける。 ③所得税等の書類の閲覧、国や都道府県からの通知により、個人番号を取得し、本人確認および本人特定を行う。 【賦課決定事務、賦課更正事務、納税管理人、共有資産の代表者決定事務、減免等の適用に関する事務】 ①生活保護受給情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、固定資産税の減免判定を行う。 ②納税義務者等から提出された書類(申告書等)に記載された個人番号を取得し、本人確認および本人特定を行う。 ③宛名特定個人情報ファイル、固定資産税特定個人情報ファイルを基に、納税通知書等を送付する。 ④返戻された納税通知書等の送付先を確定するため、他市区町村に対して照会を行い、住民基本台帳ネットワークシステム等を使用して個人番号を取得し、宛名コードと紐付ける。 【窓口事務】 ①納税義務者等からの問い合わせや申請、各種証明等の交付に対して、宛名コードや個人番号を用いて本人確認を行う。 ※上記の事務を行うため、宛名特定個人情報ファイルの検索や更新を行う。 ・4情報の組み合わせを基にした検索 ・書類等から取得した個人番号による本人確認および本人特定 ・本市への再転入、住登外者の転入時などの同一人特定 ・住登外者の本人確認および本人特定
	情報の突合	①宛名特定個人情報ファイルを更新する際に、宛名コードを基にして、受領した本人確認情報に関する更新データと宛名特定個人情報ファイルを突合する。 ②本人確認書類を用いて本人確認を行う際に、宛名コードを基にして、提示を受けた本人確認書類と宛名特定個人情報ファイルを突合する。 ③紐付けられた宛名コードを基に、固定資産税特定個人情報ファイルと連携して、取得した書類と宛名特定個人情報ファイルを突合する。 ※固定資産税を適正に賦課するためには、正確に記録及び本人確認を行うことが必要である。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		松江市新行政情報システム構築・運用業務
①委託内容		松江市新行政情報システム(宛名システム)の運用管理、バッチ処理、オンライン稼働監視、データパンチ、帳票印刷、障害対応及び仕様変更等を行うシステムの運用維持管理業務

②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		松江市行政情報システムサービス共同企業体 代表企業 富士通株式会社 山陰支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託申請(事業者名、作業者、作業内容、作業期間、作業場所等記載)に対する承認	
	⑥再委託事項	ハードウェア保守、遠隔地媒体保管等	
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[] 提供を行っている () 件 [○] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない	
提供先1			
①法令上の根拠			
②提供先における用途			
③提供する情報			
④提供する情報の対象となる本人の数		[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲			
⑥提供方法		[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度			
提供先2～5			
提供先6～10			
提供先11～15			
提供先16～20			
移転先1		健康福祉部保険年金課	
①法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条別表24の項	
②移転先における用途		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務	
③移転する情報		「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	

④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険税の納税義務者かつ、固定資産税・都市計画税の納税義務者、納税管理人、相続人または納税通知書等の送付先となっている者のうち個人番号を有する者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☒] 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼に基づき、随時提供する。
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜松江市における措置＞ 下記の措置を講じるデータセンター内のサーバー室に設置したサーバー内に保管され、バックアップ媒体は同データセンター内の保管室に保管される。 - データセンターは、有人受付とセキュリティゲートによる入館管理を行っている。 - サーバー室は、ICカードとパスワードによる個人認証及び生体認証による入室管理を行っている。 - サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証を必要とする。 - 保管室は、生体認証による入室管理を行っている。 バックアップ媒体については、上記データセンター以外にも、下記の措置を講じる別のデータセンター内の保管室に保管される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 宛名特定個人情報ファイル

1. 個人番号、2. 宛名番号、3. 業務コード、4. 履歴番号、5. 世帯番号、6. 世帯識別番号、7. 住民票コード、8. 住民番号、9. 個人法人区分、10. 個人法人詳細区分、11. 通称名優先区分、12. 通称名区分、13. カナ氏名、14. カナ通称名、15. カナ名、16. カナ旧氏、17. 漢字氏名、18. 漢字通称名、19. 漢字名、20. 旧氏、21. 英字氏名、22. 生年月日、23. 性別、24. 続柄1、25. 続柄2、26. 続柄3、27. 続柄4、28. 市内市外区分、29. 市外住所コード、30. 住所自治体コード、31. 住所町名コード、32. 住所番地コード、33. 住所枝番コード、34. 住所小枝番コード、35. 住所枝番3コード、36. 住所番地編集区分、37. 住所、38. 方書、39. 郵便番号、40. 電話番号、41. 本籍地、42. 筆頭者名、43. 前市内市外区分、44. 前市外住所コード、45. 前住所自治体コード、46. 前住所町名コード、47. 前住所番地コード、48. 前住所枝番コード、49. 前住所小枝番コード、50. 前住所枝番3コード、51. 前住所番地編集区分、52. 前住所、53. 前住所方書、54. 前住所郵便番号、55. 先住所都道府県コード、56. 先住所市区町村コード、57. 先住所、58. 先住所方書、59. 先住所郵便番号、60. 登記事業所名一カナ名、61. 登記事業所名一漢字名、62. 登記所在地一市内市外区分、63. 登記所在地一市外住所コード、64. 登記所在地一住所自治体コード、65. 登記所在地一住所町名コード、66. 登記所在地一住所番地コード、67. 登記所在地一住所枝番コード、68. 登記所在地一住所小枝番コード、69. 登記所在地一住所枝番3コード、70. 登記所在地一住所番地編集区分、71. 登記所在地一住所、72. 登記所在地一方書、73. 登記所在地一郵便番号、74. 自治体コード、75. 支所コード、76. 行政区コード、77. 選挙区コード、78. 小学校区コード、79. 中学校区コード、80. 異動理由コード、81. 異動事由コード、82. 異動事由コード一判定用、83. 国籍コード、84. 登録日、85. 異動日、86. 届出日、87. 住民日、88. 住民届出日、89. 住定日、90. 住定届出日、91. 消除日、92. 消除届出日、93. 消除事由コード、94. 宛名消除日、95. 宛名消除事由コード、96. 在留の資格コード、97. 在留カード等番号、98. 在留カード等番号区分、99. 在留期間、100. 在留期間開始日、101. 在留期間終了日、102. 設置日、103. 設置届出日、104. 廃止日、105. 廃止届出日、106. 法人種別コード、107. 法人種別位置区分、108. 登記事業所名一法人種別コード、109. 登記事業所名一法人種別位置区分、110. 産業分類コード、111. 事業所区分、112. 本支店区分、113. 宛名グループ番号、114. 代表者宛名番号、115. 共有者数、116. 共有有無フラグ、117. 共有構成員有無フラグ、118. 代表者個人法人区分、119. 使用禁止フラグ、120. 使用禁止異動日、121. 作成所属自治体コード、122. 作成所属コード、123. 更新所属自治体コード、124. 更新所属コード、125. 人的非課税区分一軽自、126. 人的非課税区分事由コード一軽自、127. 人的非課税区分一固定、128. 人的非課税区分事由コード一固定、129. 点字フラグ、130. DVフラグ、131. 自治体コード、132. 送付先税目コード、133. 送付先車両コード、134. 送付先管理区分、135. 送付先履歴番号、136. 送付先区分、137. 送付先個人法人区分、138. 送付先カナ氏名、139. 送付先カナ支店名、140. 送付先漢字氏名、141. 送付先漢字支店名、142. 送付先法人種別コード、143. 送付先法人種別位置区分、144. 送付先市内市外区分、145. 送付先市外住所コード、146. 送付先住所自治体コード、147. 送付先住所町名コード、148. 送付先住所番地コード、149. 送付先住所枝番コード、150. 送付先住所小枝番コード、151. 送付先住所枝番3コード、152. 送付先住所番地編集区分、153. 送付先住所、154. 送付先方書、155. 送付先郵便番号、156. 送付先電話番号区分、157. 送付先電話番号、158. 送付先電話番号内線、159. 送付先特宛人宛名番号、160. 送付先異動日、161. 送付先異動理由コード、162. 送付先開始理由コード、163. 送付先開始日、164. 送付先終了理由コード、165. 送付先終了日、166. 送付先使用禁止フラグ、167. 送付先使用禁止異動日、168. 特宛人税目コード、169. 特宛人車両コード、170. 特宛人送付先管理区分、171. 特宛人履歴番号、172. 特宛人送付先区分、173. 特宛人個人法人区分、174. 特宛人カナ氏名、175. 特宛人カナ支店名、176. 特宛人漢字氏名、177. 特宛人漢字支店名、178. 特宛人法人種別コード、179. 特宛人法人種別位置区分、180. 特宛人市内市外区分、181. 特宛人市外住所コード、182. 特宛人住所自治体コード、183. 特宛人住所町名コード、184. 特宛人住所番地コード、185. 特宛人住所枝番コード、186. 特宛人住所小枝番コード、187. 特宛人住所枝番3コード、188. 特宛人住所番地編集区分、189. 特宛人住所、190. 特宛人方書、191. 特宛人郵便番号、192. 特宛人電話番号区分、193. 特宛人電話番号、194. 特宛人電話番号内線、195. 特宛人宛名番号、196. 特宛人異動日、197. 特宛人異動理由コード、198. 特宛人送付先開始理由コード、199. 特宛人開始日、200. 特宛人送付先終了理由コード、201. 特宛人終了日、202. 特宛人使用禁止フラグ、203. 特宛人使用禁止異動日、204. 連絡先税目コード、205. 連絡先連番、206. 連絡先最優先区分、207. 連絡先区分、208. 連絡先電話番号、209. 連絡先電話番号内線、210. 連絡先FAX番号、211. 連絡先名称、212. 連絡先異動日、213. 連絡先異動理由コード、214. 連絡先開始理由コード、215. 連絡先開始日、216. 連絡先終了理由コード、217. 連絡先終了日、218. 振替口座税目コード、219. 振替口座車両コード、220. 振替口座口振種別、221. 振替口座履歴番号、222. 振替口座納付種別、223. 振替口座クレジット区分、224. 振替口座金融機関コード、225. 振替口座支店コード、226. 振替口座種別、227. 振替口座番号、228. 振替口座名義人カナ氏名、229. 振替口座名義人漢字氏名、230. 振替口座本人区分、231. 振替口座異動理由コード、232. 振替口座異動事由コード、233. 振替口座異動日、234. 振替口座開始日、235. 振替口座終了日、236. 振替口座開始期、237. 振替口座終了期、238. 振替口座申込日、239. 振替口座依頼書発行済フラグ、240. 振替口座通知済フラグ、241. 振替口座振替済通知有無フラグ、242. 振替口座受付番号、243. 振替口座電話番号、244. 還付口座税目コード、245. 還付口座車両コード、246. 還付口座口振種別、247. 還付口座履歴番号、248. 還付口座納付種別、249. 還付口座クレジット区分、250. 還付口座金融機関コード、251. 還付口座支店コード、252. 還付口座種別、253. 還付口座番号、254. 還付口座名義人カナ氏名、255. 還付口座名義人漢字氏名、256. 還付口座本人区分、257. 還付口座異動理由コード、258. 還付口座異動事由コード、259. 還付口座異動日、260. 還付口座開始日、261. 還付口座終了日、262. 還付口座開始期、263. 還付口座終了期、264. 還付口座申込日、265. 還付口座依頼書発行済フラグ、266. 還付口座通知済フラグ、267. 還付口座振替済通知有無フラグ、268. 還付口座受付番号、269. 還付口座電話番号、270. 発行禁止税目コード、271. 発行制限条件コード、272. 発行禁止異動日、273. 発行禁止設定日、274. 発行禁止解除日、275. 発行禁止設定理由コード、276. 発行禁止解除理由コード、277. 関連相手先宛名番号、278. 関連最新宛名番号、279. 関連事由コード、280. 関連異動日

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 固定資産税特定個人情報ファイル

1.自治体識別コード 2.閉鎖区分 3.課非区分 4.自治体コード 5.課税年度 6.土地物件番号 7.号番 8.室番 9.履歴番号 10.物件所在地町丁コード 11.物件所在地字コード 12.物件所在地本番 13.物件所在地枝番 14.物件所在地分離 15.物件所在地編集コード 16.物件所在地漢字 17.複合利用用地合算区分 18.画地番号 19.画地番号区分 20.画地判定区分 21.分合筆元先区分 22.分合筆受付年月日 23.土地表示受付年月日 24.土地表示原因年月日 25.土地表示変更区分 26.土地表示の目的コード 27.土地表示原因コード 28.土地表示受付番号本番 29.土地表示受付番号枝番 30.土地表示作成年月日 31.土地表示発行番号 32.土地表示整理番号 33.登記地目コード 34.登記地積 35.登記敷地権区分 36.土地権利受付年月日 37.土地権利原因年月日 38.土地権利変更区分 39.土地権利の目的コード 40.土地権利原因コード 41.土地権利受付番号本番 42.土地権利受付番号枝番 43.土地権利作成年月日 44.土地権利発行番号 45.土地権利整理番号 46.地上権設定区分 47.義務者宛名番号 48.義務者持分番号 49.個人法人区分 50.名義人宛名番号 51.名義人持分番号 52.名義人氏名 53.名義人住所 54.所有者判定区分 55.国土調査実施年月日 56.国土調査地目コード 57.国土調査地積 58.農地区分 59.農地転用区分 60.農地転用目的コード 61.農地転用条項区分 62.農地転用年月日 63.農地転用期限 64.標準地番号 65.比準土地物件番号 66.比準地目コード 67.比準割合 68.一筆造成費コード 69.一筆造成費深さ 70.市街化区分 71.都市計画区分 72.市街化適用年度 73.生産緑地区分 74.生産緑地開始年度 75.土地調査年月日 76.未調査区分 77.異動年月日 78.評価区分 79.評価方法区分 80.課税地目コード 81.課税地積 82.現況地積 83.現況原因事由コード 84.敷地権判定区分 85.地図番号 86.仮換地番号 87.区画整理区分 88.農業用施設用地区分 89.宅地比準区分 90.類似土地物件番号 91.沿線地フラグ 92.土地非課税コード 93.土地非課税開始年度 94.土地非課税終了年度 95.土地非課税適用区分 96.土地非課税特殊計算区分 97.土地非課税地積 98.土地特例コード1～2 99.土地特例開始年度1～2 100.土地特例終了年度1～2 101.土地特例率分子1～2 102.土地特例率分母1～2 103.土地特例適用区分1～2 104.土地特例特殊計算区分1～2 105.土地特例地積1～2 106.土地軽減コード1～3 107.土地軽減開始年度1～3 108.土地軽減終了年度1～3 109.土地軽減率分子1～3 110.土地軽減率分母1～3 111.土地軽減適用区分1～3 112.土地軽減特殊計算区分1～3 113.土地軽減地積1～3 114.土地減免コード1～3 115.土地減免開始年度1～3 116.土地減免開始期1～3 117.土地減免終了年度1～3 118.土地減免終了期1～3 119.土地減免率分子1～3 120.土地減免率分母1～3 121.土地減免適用区分1～3 122.土地減免特殊計算区分1～3 123.土地減免地積1～3 124.土地不均一コード 125.土地不均一開始年度 126.土地不均一終了年度 127.土地不均一率分子 128.土地不均一率分母 129.土地不均一適用区分 130.土地不均一特殊計算区分 131.土地不均一地積 132.一筆補正コード1～10 133.一筆補正コード枝番1～10 134.一筆補正開始年1～10 135.一筆補正終了年1～10 136.一筆補正率1～10 137.追加一筆補正率有無フラグ 138.前年度一筆平米当り評点数 139.前年度評価額 140.一筆平米当り評点数 141.本年度評価額 142.S38農地単価 143.S63農地単価 144.価格単位区分 145.前年度価格 146.本年度価格 147.地積強制入力フラグ 148.小規模住宅用地割合 149.小規模地積 150.小規外住宅用地割合 151.小規外地積 152.非住宅割合 153.非住宅地積 154.課税強制入力フラグ 155.固定小規模課税額評価額前年度 156.固定小規模課税額評価額 157.固定小規模課税額本則 158.固定小規模課税額前年度 159.固定小規模前年度課税算出区分 160.固定小規模課税額負担水準 161.固定小規模課税額負担調整率 162.固定小規模課税額本年度 163.固定小規模負担調整区分 164.固定小規模本則区分 165.固定小規模課税額本年度特例前 166.固定小規模類似土地比準割合 167.固定小規外課税額評価額前年度 168.固定小規外課税額評価額 169.固定小規外課税額本則 170.固定小規外課税額前年度 171.固定小規外前年度課税算出区分 172.固定小規外課税額負担水準 173.固定小規外課税額負担調整率 174.固定小規外課税額本年度 175.固定小規外負担調整区分 176.固定小規外本則区分 177.固定小規外課税額本年度特例前 178.固定小規外類似土地比準割合 179.固定非住宅課税額評価額前年度 180.固定非住宅課税額評価額 181.固定非住宅課税額本則 182.固定非住宅課税額前年度 183.固定非住宅前年度課税算出区分 184.固定非住宅課税額負担水準 185.固定非住宅課税額負担調整率 186.固定非住宅課税額本年度 187.固定非住宅負担調整区分 188.固定非住宅本則区分 189.固定非住宅課税額本年度特例前 190.固定非住宅類似土地比準割合 191.固定非住宅課税額前年度 192.固定非住宅課税額条例本年度 193.固定非住宅課税額条例本年度特例 194.固定非住宅課税額類似土地比準割合 195.固定課税標準額合計評価額前年度 196.固定課税標準額合計評価額 197.固定課税標準額合計本則 198.固定課税標準額合計前年度 199.固定課税標準額合計本年度 200.固定課税標準額合計本年度特例前 201.固定農地並課税標準額 202.固定軽減課税額1～3 203.固定軽減税額1～3 204.固定減免課税1～3 205.固定減免税額1～3 206.固定不均一対象課税 207.固定不均一税額 208.固定条例減税額 209.固定相当算出税額 210.都計小規模課税額評価額前年度 211.都計小規模課税額評価額 212.都計小規模課税額本則 213.都計小規模課税額前年度 214.都計小規模前年度課税算出区分 215.都計小規模課税額負担水準 216.都計小規模課税額負担調整率 217.都計小規模課税額本年度 218.都計小規模負担調整区分 219.都計小規模本則区分 220.都計小規模課税額本年度特例前 221.都計小規模類似土地比準割合 222.都計小規外課税額評価額前年度 223.都計小規外課税額評価額 224.都計小規外課税額本則 225.都計小規外課税額前年度 226.都計小規外前年度課税算出区分 227.都計小規外課税額負担水準 228.都計小規外課税額負担調整率 229.都計小規外課税額本年度 230.都計小規外負担調整区分 231.都計小規外本則区分 232.都計小規外課税額本年度特例前 233.都計小規外類似土地比準割合 234.都計非住宅課税額評価額前年度 235.都計非住宅課税額評価額 236.都計非住宅課税額本則 237.都計非住宅課税額前年度 238.都計非住宅前年度課税算出区分 239.都計非住宅課税額負担水準 240.都計非住宅課税額負担調整率 241.都計非住宅課税額本年度 242.都計非住宅負担調整区分 243.都計非住宅本則区分 244.都計非住宅課税額本年度特例前 245.都計非住宅類似土地比準割合 246.都計非住宅課税額条例前年度 247.都計非住宅課税額条例本年度 248.都計非住宅課税額条例本年度特例 249.都計非住宅条例類似土地比準割合 250.都計課税標準額合計評価額前年度 251.都計課税標準額合計評価額 252.都計課税標準額合計本則 253.都計課税標準額合計前年度 254.都計課税標準額合計本年度 255.都計課税標準額合計本年度特例前 256.都計農地並課税標準額 257.都計特例課税額1～2 258.都計軽減課税額1～3 259.都計軽減税額1～3 260.都計減免税額1～3 261.都計減免税額1～3 262.都計不均一対象課税 263.都計不均一税額 264.都計条例減税額 265.都計相当算出税額 266.前年地目コード 267.標準地区分 268.土地更正年月日 269.土地更正事由コード 270.土地更正中フラグ 271.画地住非区分 272.画地住宅用地割合 273.画地住宅戸数 274.区分所有宛名番号 275.家屋物件番号 276.敷地権コード 277.区分所有持分分子 278.区分所有持分母 279.専有床面積 280.区分所有減免コード 281.区分所有減免率分子 282.区分所有減免率分母 283.区分所有減免適用区分 284.区分所有減免特殊計算区分 285.区分所有減免対象床面積 286.区分所有特例コード 287.区分所有特例率分子 288.区分所有特例率分母 289.区分所有特例適用区分 290.区分所有特例特殊計算区分 291.区分所有特例対象床面積 292.区分所有軽減コード 293.区分所有軽減率分子 294.区分所有軽減率分母 295.区分所有軽減適用区分 296.区分所有軽減特殊計算区分 297.区分所有軽減対象床面積 298.区分所有不均一コード 299.区分所有不均一率分子 300.区分所有不均一率分母 301.区分所有不均一適用区分 302.区分所有不均一特殊計算区分 303.区分所有不均一対象床面積 304.区分所有免税点区分 305.区分所有固定共用税額 306.区分所有固定共用補正率 307.区分所有都計共用税額 308.区分所有都計共用補正率 309.計算結果不整合フラグ 310.価格凍結区分 311.価格凍結年度 312.価格1～60 313.画地構成区分 314.画地総地積 315.図面上の地積 316.平米当り評点数 317.控除前評点数 318.画地筆数 319.正面路線番号 320.正面間口距離実測 321.正面奥行距離実測 322.正面平均奥行距離実測 323.正面その他補正率 324.正面奥行価格通減率 325.正面間口狭小補正率 326.正面奥行長大補正率 327.正面評点数 328.側方1路線番号 329.側方1間口距離実測 330.側方1奥行距離実測 331.側方1平均奥行距離実測 332.側方1その他補正率 333.側方1奥行価格通減率 334.側方1間口狭小補正率 335.側方1奥行長大補正率 336.側方1加算率 337.側方1角地区分 338.側方1評点数 339.側方2路線番号 340.側方2間口距離実測 341.側方2奥行距離実測 342.側方2平均奥行距離実測 343.側方2その他補正率 344.側方2奥行価格通減率 345.側方2間口狭小補正率 346.側方2奥行長大補正率 347.側方2加算率 348.側方2角地区分 349.側方2評点数 350.二方路線番号 351.二方間口距離実測 352.二方奥行価格通減率 353.二方平均奥行距離実測 354.二方その他補正率 355.二方奥行価格通減率 356.二方間口狭小補正率 357.二方奥行長大補正率 358.二方加算率 359.二方角地区分 360.二方評点数 361.不整形相対間口実測 362.不整形相対奥行実測 363.相対整形実測 364.隣地割合 365.不整形地積補正率 366.不整形地積補正率採用区分 367.

形状定間口実測 302.不整形形状実測 303.形状定面積 304.陸地割合 305.不整形地補正率 306.不整形地補正率採用区分 307.採用不整形地補正率 368.無道路近い奥行実測 369.通路開設補正率 370.無道路遠い奥行実測 371.無道路奥行価格通減率 372.無道路補正率 373.道路幅員実測 374.道路幅員補正率 375.面積補正率採用区分 376.面積補正率 377.造成費コード 378.造成費深さ 379.造成費採用区分 380.旧正面路線番号 381.旧正面間口距離実測 382.旧正面奥行距離実測 383.旧正面その他補正率 384.旧正面奥行価格通減率 385.旧正面間口狭小補正率 386.旧正面奥行長大補正率 387.旧正面奥行短小補正率 388.旧正面評点数 389.旧側方1路線番号 390.旧側方1間口距離実測 391.旧側方1奥行距離実測 392.旧側方1その他補正率 393.旧側方1奥行価格通減率 394.旧側方1間口狭小補正率 395.旧側方1奥行長大補正率 396.旧側方1奥行短小補正率 397.旧側方1加算率 398.旧側方1角地区区分 399.旧側方1評点数 400.旧側方2路線番号 401.旧側方2間口距離実測 402.旧側方2奥行距離実測 403.旧側方2その他補正率 404.旧側方2奥行価格通減率 405.旧側方2間口狭小補正率 406.旧側方2奥行長大補正率 407.旧側方2奥行短小補正率 408.旧側方2加算率 409.旧側方2角地区区分 410.旧側方2評点数 411.旧二方路線番号 412.旧二方間口距離実測 413.旧二方奥行距離実測 414.旧二方その他補正率 415.旧二方奥行価格通減率 416.旧二方間口狭小補正率 417.旧二方奥行長大補正率 418.旧二方奥行短小補正率 419.旧二方加算率 420.旧二方評点数 421.画地補正コード1～10 422.画地補正コード枝番1～10 423.画地補正該当地積1～10 424.画地補正該当距離1～10 425.画地補正開始年1～10 426.画地補正終了年1～10 427.画地補正率1～10 428.追加画地補正率有無フラグ 429.非住宅コード 430.住非区分 431.住宅用地割合 432.住宅戸数 433.家屋延床面積 434.家屋物件番号1～5 435.画地類似土地物件番号 436.画地更正中フラグ 437.土地物件番号1～2 438.履歴番号1～2 439.分合筆区分 440.表示受付年月日 441.家屋所在地町丁コード 442.家屋所在地字コード 443.家屋所在地本番 444.家屋所在地枝番1～4 445.家屋所在地外筆 446.家屋所在地編集コード 447.家屋所在地漢字 448.調査番号 449.未登記区分 450.家屋番号町丁コード 451.家屋番号字コード 452.家屋番号本番 453.家屋番号枝番1～4 454.家屋番号編集コード 455.家屋番号漢字 456.棟番 457.建物名称 458.該当階 459.規約共用区分 460.共用区分 461.登記所在地町丁コード 462.登記所在地字コード 463.登記所在地本番 464.登記所在地枝番1～4 465.登記所在地外筆 466.登記所在地編集コード 467.登記所在地漢字 468.登記種類コード1～3 469.登記構造コード1～3 470.登記屋根コード1～3 471.登記階層地上 472.登記階層地下 473.登記床面積一階 474.登記床面積二階以上 475.登記床面積地下 476.登記延床面積 477.家屋表示変更区分 478.家屋表示の目的コード 479.家屋表示受付年月日 480.家屋表示原因コード 481.家屋表示原因年月日 482.家屋表示受付番号本番 483.家屋表示受付番号枝番 484.家屋表示作成年月日 485.家屋表示発行番号 486.家屋表示整理番号 487.家屋権利変更区分 488.家屋権利の目的コード 489.家屋権利受付年月日 490.家屋権利原因コード 491.家屋権利原因年月日 492.家屋権利受付番号本番 493.家屋権利受付番号枝番 494.家屋権利作成年月日 495.家屋権利発行番号 496.家屋権利整理番号 497.他市町村跨りフラグ 498.家屋一棟更正年月日 499.家屋一棟更正事由コード 500.家屋一棟更正中フラグ 501.明細番号 502.主たる明細区分 503.木非区分 504.プレハブ区分 505.明細用途コード 506.明細構造コード 507.明細構造コード1～2 508.明細屋根コード1～3 509.明細種類コード1～3 510.明細階層地上 511.明細階層地下 512.明細床面積一階 513.明細床面積二階以上 514.明細床面積地下 515.明細延床面積 516.住宅部分床面積 517.非住宅部分床面積 518.共用部住宅床面積 519.共用部非住宅床面積 520.家屋非課税コード 521.家屋非課税開始年度 522.家屋非課税終了年度 523.家屋非課税適用区分 524.家屋非課税特殊計算区分 525.家屋非課税床面積 526.家屋特例コード1～2 527.家屋特例開始年度1～2 528.家屋特例終了年度1～2 529.家屋特例率分子1～2 530.家屋特例率分母1～2 531.家屋特例適用区分1～2 532.家屋特例特殊計算区分1～2 533.家屋特例床面積1～2 534.家屋軽減切れフラグ 535.家屋軽減コード 536.家屋軽減開始年度 537.家屋軽減終了年度 538.家屋軽減率分子 539.家屋軽減率分母 540.家屋軽減適用区分 541.家屋軽減特殊計算区分 542.家屋軽減床面積 543.家屋軽減住宅戸数 544.家屋軽減コード1～3 545.家屋軽減開始年度1～3 546.家屋軽減終了年度1～3 547.家屋軽減率分子1～3 548.家屋軽減率分母1～3 549.家屋軽減適用区分1～3 550.家屋軽減特殊計算区分1～3 551.家屋軽減床面積1～3 552.家屋軽減住宅戸数1～3 553.家屋減免コード1～3 554.家屋減免開始年度1～3 555.家屋減免開始期1～3 556.家屋減免終了年度1～3 557.家屋減免終了期1～3 558.家屋減免率分子1～3 559.家屋減免率分母1～3 560.家屋減免適用区分1～3 561.家屋減免特殊計算区分1～3 562.家屋減免床面積1～3 563.家屋不均一コード 564.家屋不均一開始年度 565.家屋不均一終了年度 566.家屋不均一率分子 567.家屋不均一率分母 568.家屋不均一適用区分 569.家屋不均一特殊計算区分 570.家屋不均一床面積 571.当初平米当再建築費評点数 572.前基準年平米当再建築費評点数 573.平米当再建築費評点数 574.前基準年再建築費評点数 575.再建築費評点数 576.前基準年評価額 577.評価額強制入力フラグ 578.評価額 579.補正後評価額 580.減価処置年度 581.前基準年理論評価額 582.理論評価額 583.前基準年上昇率 584.上昇率 585.経過年数 586.用途変更経過年数 587.前基準年経年減点補正率 588.経年減点補正率 589.一点単価 590.積雪補正率 591.損耗補正率 592.需給補正率 593.不均衡 594.その他の補正率 595.未完成コード 596.評価区分 597.分離課税区分 598.登記建築日 599.建築年次 600.建築年次2 601.用途変更年 602.建築事由コード 603.調査年月日 604.明細原因事由コード 605.明細原因年月日 606.明細都市計画区分 607.補正前固定課税標準額 608.補正前都計課税標準額 609.固定課税標準額 610.都計課税標準額 611.固定特例課税標準額1～2 612.都計特例課税標準額1～2 613.固定軽減税額1～2 614.都計軽減税額1～2 615.固定軽減課税標準額1～3 616.都計軽減課税標準額1～3 617.固定減免課税標準額1～3 618.都計減免課税標準額1～3 619.固定不均一対象課税標準額 620.都計不均一対象課税標準額 621.行政界跨りフラグ 622.家屋明細更正年月日 623.家屋明細更正事由コード 624.家屋明細更正中フラグ 625.按分元家屋物件番号 626.按分元番号 627.按分元室番 628.規約共用分専有床面積合計 629.規約共用分専有床面積 630.規約按分区分 631.棟数 632.明細数 633.家屋更正年月日 634.家屋更正事由コード 635.家屋更正中フラグ 636.家屋一棟未登記区分 637.家屋一棟予備フラグ1～5 638.家屋一棟予備数字1～5 639.家屋一棟予備文字1～5 640.家屋一棟予備領域 641.家屋明細未登記区分 642.宛名番号 643.償却更正事由コード 644.償却更正年月日 645.屋号 646.合算区分 647.償却グループ番号 648.業種種目コード 649.資本金 650.事業開始年月日 651.決算期 652.担当者氏名 653.担当者電話番号 654.税理士宛名番号 655.税理士コード 656.税理士変更年月日 657.税理士氏名 658.税理士電話番号 659.税理士住所 660.短縮年数資産有無フラグ 661.増加償却資産有無フラグ 662.非課税資産有無フラグ 663.課税特例資産有無フラグ 664.特別償却圧縮記帳有無フラグ 665.償却方法 666.青色申告有無フラグ 667.資産の所在地1市内市外区分 668.資産の所在地1市外住所コード 669.資産の所在地1住所自治体コード 670.資産の所在地1住所町名コード 671.資産の所在地1住所番地コード 672.資産の所在地1住所枝番コード 673.資産の所在地1住所小枝番コード 674.資産の所在地1住所枝番3コード 675.資産の所在地1住所番地編集区分 676.資産の所在地1漢字 677.事業所用家屋の所有区分1 678.資産の所在地2市内市外区分 679.資産の所在地2市外住所コード 680.資産の所在地2住所自治体コード 681.資産の所在地2住所町名コード 682.資産の所在地2住所番地コード 683.資産の所在地2住所枝番コード 684.資産の所在地2住所小枝番コード 685.資産の所在地2住所枝番3コード 686.資産の所在地2住所番地編集区分 687.資産の所在地2漢字 688.事業所用家屋の所有区分2 689.資産の所在地3市内市外区分 690.資産の所在地3市外住所コード 691.資産の所在地3住所自治体コード 692.資産の所在地3住所町名コード 693.資産の所在地3住所番地コード 694.資産の所在地3住所枝番コード 695.資産の所在地3住所小枝番コード 696.資産の所在地3住所枝番3コード 697.資産の所在地3住所番地編集区分 698.資産の所在地3漢字 699.事業所用家屋の所有区分3 700.借用資産有無フラグ 701.申告書発送番号 702.申告書発送年月日 703.申告書受付年月日 704.申告状況区分 705.申告区分 706.申告書発送区分 707.申告用がき発送区分 708.催告状況 709.催告書発送日 710.削除フラグ 711.償却更正中フラグ 712.前年度帳簿価額1～7 713.前年度帳簿価額合計 714.前年度評価額1～7 715.前年度評価額合計 716.前年前取得価額1～7 717.前年前取得価額合計 718.前年中減少価額1～7 719.前年中減少価額合計 720.前年中取得価額1～7 721.前年中取得価額合計 722.取得価額1～7 723.取得価額合計 724.帳簿価額1～7 725.知事帳簿価額1～6 726.大臣帳簿価額1～6 727.帳簿価額合計 728.評価額1～7 729.知事評価額1～6 730.大臣評価額1～6 731.評価額合計 732.決定価格区分 733.決定価格1～7 734.知事決定価格1～6 735.大臣決定価格1～6 736.決定価格合計 737.課税標準額1～7 738.知事課税標準額1～6 739.大臣課税標準額1～6 740.課税標準額合計 741.減免相当帳簿価額1～7 742.減免相当帳簿価額合計 743.減免相当評価額1～7 744.減免相当評価額合計 745.減免対象課税1～7 746.減免対象課税合計 747.減免税額帳簿1～7 748.減免税額帳簿合

計 749.減免税額評価1～7 750.減免税額評価合計 751.減免税額1～7 752.減免税額合計 753.償却不均一コード 754.不均一相当帳簿
価額1～7 755.不均一相当帳簿価額合計 756.不均一相当評価額1～7 757.不均一相当評価額合計 758.不均一対象課標1～7 759.不
均一対象課標合計 760.不均一税額帳簿1～7 761.不均一税額帳簿合計 762.不均一税額評価1～7 763.不均一税額評価合計 764.不
均一税額1～7 765.不均一税額合計 766.特例減少帳簿価額1～7 767.知事特例減少帳簿価額1～6 768.大臣特例減少帳簿価額1～6
769.特例減少帳簿価額合計 770.特例減少評価額1～7 771.知事特例減少評価額1～6 772.大臣特例減少評価額1～6 773.特例減少
評価額合計 774.特例減少課標1～7 775.知事特例減少課標1～6 776.大臣特例減少課標1～6 777.特例減少課標合計 778.免税判定
定 779.明細数1～7 780.明細数合計 781.種類区分 782.資産コード 783.資産名称 784.数量 785.増加事由コード 786.取得年月 787.取得
特例日区分 788.取得価額 789.耐用年数 790.耐用年数変更1年度 791.耐用年数変更1耐年 792.耐用年数変更2年度 793.耐用年数変
更2耐年 794.申告年度 795.償却特例コード1～2 796.償却特例率分子1～2 797.償却特例率分母1～2 798.償却特例開始年度1～2
799.償却特例終了年度1～2 800.減少事由コード 801.減少区分 802.減少年月 803.減少取得価額 804.増加償却率1～3 805.増加償却
月1～3 806.陳腐化年度 807.陳腐化耐用年数 808.前年度帳簿価額 809.残存率帳簿 810.残存率評価 811.本年度帳簿価額 812.控除帳
簿価額 813.控除評価額 814.加算帳簿価額 815.加算評価額 816.特例減少帳簿価額 817.特例減少評価額 818.課税標準帳簿価額 819.
課税標準評価額 820.帳簿価額限度額フラグ 821.評価額限度額フラグ 822.償却非課税コード 823.償却非課税開始年度 824.償却非課
税終了年度 825.償却減免コード 826.償却減免率分子 827.償却減免率分母 828.償却減免開始年度 829.償却減免開始期 830.償却減免
終了年度 831.償却減免終了期 832.償却不均一率分子 833.償却不均一率分母 834.償却不均一開始年度 835.償却不均一終了年度
836.災害コード 837.その他補正コード 838.分離対象家屋物件番号 839.分離対象号番 840.分離対象室番 841.家屋除外区分 842.特
例減免対象区分 843.償却強制修正区分 844.課税保留区分 845.減免相当帳簿価額 846.減免相当評価額 847.減免税額帳簿 848.減免
税額評価 849.不均一相当帳簿価額 850.不均一相当評価額 851.不均一税額帳簿 852.不均一税額評価 853.特記登録年月日 854.特記
区分 855.特記情報 856.税目コード 857.調定年度 858.通知書番号 859.共有者宛名番号 860.納税組合番号 861.口座振替有無フラグ
862.調定区分 863.更正年度 864.賦課更正事由コード 865.賦課修正理由コード 866.更正決定年月日 867.更正予定年月日 868.通知年
月日 869.強制修正年月日 870.分割課税有無フラグ 871.土地物件数 872.家屋物件数 873.課税土地物件数 874.課税家屋物件数 875.
土地合計地積 876.家屋合計床面積 877.償却資産有無フラグ 878.土地免税点判定区分 879.土地区分免税点判定区分 880.家屋免税
点判定区分 881.償却免税点判定区分 882.収納異動連番 883.固定土地課税標準額 884.固定家屋課税標準額 885.償却資産課税標準
額 886.都計土地課税標準額 887.都計家屋課税標準額 888.固定合計課標 889.都計合計課標 890.固定土地按分課税標準額 891.固定
家屋按分課税標準額 892.都計土地按分課税標準額 893.都計家屋按分課税標準額 894.固定区分土地課税標準額 895.都計区分土地
課税標準額 896.固定土地軽減対象課標額 897.固定土地軽減税額 898.都計土地軽減対象課標額 899.都計土地軽減税額 900.固定土
地按分軽減対象課標額 901.固定土地按分軽減税額 902.都計土地按分軽減対象課標額 903.都計土地按分軽減税額 904.固定区分土
地軽減対象課標額 905.固定区分土地軽減税額 906.都計区分土地軽減対象課標額 907.都計区分土地軽減税額 908.固定家屋軽減対
象課標額 909.固定家屋軽減税額 910.都計家屋軽減対象課標額 911.都計家屋軽減税額 912.固定家屋按分軽減対象課標額 913.固定
家屋按分軽減税額 914.都計家屋按分軽減対象課標額 915.都計家屋按分軽減税額 916.固定土地免除税額 917.都計土地免除税額
918.固定土地減免対象課標額 919.固定家屋減免対象課標額 920.償却資産減免対象課標額 921.都計土地減免対象課標額 922.都計
家屋減免対象課標額 923.固定土地減免税額 924.固定家屋減免税額 925.償却資産減免税額 926.都計土地減免税額 927.都計家屋減
免税額 928.固定土地按分減免対象課標額 929.固定家屋按分減免対象課標額 930.都計土地按分減免対象課標額 931.都計家屋按分
減免対象課標額 932.固定土地按分減免税額 933.固定家屋按分減免税額 934.都計土地按分減免税額 935.都計家屋按分減免税額
936.固定区分土地減免対象課標額 937.都計区分土地減免対象課標額 938.固定区分土地減免税額 939.都計区分土地減免税額 940.
固定土地税額 941.固定家屋税額 942.償却資産税額 943.都計土地税額 944.都計家屋税額 945.固定土地按分税額 946.固定家屋按分
税額 947.都計土地按分税額 948.都計家屋按分税額 949.固定土地家屋税額 950.固定区分土地税額 951.都計区分土地税額 952.固定
資産税額 953.都市計画税額 954.固定算出税額 955.都計算出税額 956.固定減税額 957.都計減税額 958.年税額 959.決定税額 960.既
課税額 961.増減調定額 962.年税額過年度合計 963.期別1～12 964.期別税額1～12 965.納期限1～12 966.月別1～12 967.過年度
随時税額1～12 968.過年度納期限1～12 969.賦課減免コード 970.賦課減免率分子 971.賦課減免率分母 972.賦課減免開始期コード
973.固定その他減免税額 974.都計その他減免税額 975.課税保留フラグ 976.生活保護フラグ 977.賦課減免判定フラグ 978.固定賦課減
免税額 979.都計賦課減免税額 980.更正期別コード 981.通知書発行禁止フラグ 982.証明発行禁止フラグ 983.賦課オンライン決裁処理
フラグ 984.収納連携禁止フラグ 985.新築軽減切れフラグ 986.強制入力フラグ 987.調定年月 988.調定年月日 989.調定内訳分類コード
990.固定土地課標件数 991.固定家屋課標件数 992.償却資産課標件数 993.固定課標件数 994.都計土地課標件数 995.都計家屋課標
件数 996.都計課標件数 997.固定区分土地課標件数 998.都計区分土地課標件数 999.固定土地税額件数 1000.固定家屋税額件数
1001.償却資産税額件数 1002.固定資産税額件数 1003.都計土地税額件数 1004.都計家屋税額件数 1005.都市計画税額件数 1006.固
定区分土地税額件数 1007.都計区分土地税額件数 1008.固定土地軽減税額件数 1009.固定家屋軽減税額件数 1010.固定軽減税額件
数 1011.都計土地軽減税額件数 1012.都計家屋軽減税額件数 1013.都計軽減税額件数 1014.固定区分土地軽減税額件数 1015.都計
区分土地軽減税額件数 1016.固定土地減免税額件数 1017.固定家屋減免税額件数 1018.償却資産減免税額件数 1019.固定減免税額
件数 1020.都計土地減免税額件数 1021.都計家屋減免税額件数 1022.都計減免税額件数 1023.固定区分土地減免税額件数 1024.都
計区分土地減免税額件数 1025.按分固定土地課標件数 1026.按分固定家屋課標件数 1027.按分固定課標件数 1028.按分都計土地課
標件数 1029.按分都計家屋課標件数 1030.按分都計課標件数 1031.按分固定土地税額件数 1032.按分固定家屋税額件数 1033.按分
固定資産税額件数 1034.按分都計土地税額件数 1035.按分都計家屋税額件数 1036.按分都市計画税額件数 1037.按分固定土地軽減
税額件数 1038.按分固定家屋軽減税額件数 1039.按分固定軽減税額件数 1040.按分都計土地軽減税額件数 1041.按分都計家屋軽減
税額件数 1042.按分都計軽減税額件数 1043.按分固定土地減免税額件数 1044.按分固定家屋減免税額件数 1045.按分固定減免税額
件数 1046.按分都計土地減免税額件数 1047.按分都計家屋減免税額件数 1048.按分都計減免税額件数 1049.固定その他減免税額件
数 1050.都計その他減免税額件数 1051.固定賦課減免税額件数 1052.都計賦課減免税額件数 1053.固定不均一税額件数 1054.都計不
均一税額件数 1055.固定土地確定税額件数 1056.固定家屋確定税額件数 1057.償却資産確定税額件数 1058.固定確定税額件数
1059.都計土地確定税額件数 1060.都計家屋確定税額件数 1061.都計確定税額件数 1062.固定土地納付年税額件数 1063.固定家屋納
付年税額件数 1064.償却資産納付年税額件数 1065.固定納付年税額件数 1066.都計土地納付年税額件数 1067.都計家屋納付年税額
件数 1068.都計納付年税額件数 1069.納付年税額件数 1070.期別税額1件数 1071.期別税額2件数 1072.期別税額3件数 1073.期別税
額4件数 1074.期別税額5件数 1075.期別税額6件数 1076.期別税額7件数 1077.期別税額8件数 1078.期別税額9件数 1079.期別税額
10件数 1080.期別税額11件数 1081.期別税額12件数 1082.過年度随時税額1件数 1083.過年度随時税額2件数 1084.過年度随時税
額3件数 1085.過年度随時税額4件数 1086.過年度随時税額5件数 1087.過年度随時税額6件数 1088.過年度随時税額7件数 1089.過
年度随時税額8件数 1090.過年度随時税額9件数 1091.過年度随時税額10件数 1092.過年度随時税額11件数 1093.過年度随時税額
12件数 1094.固定土地課標 1095.固定家屋課標 1096.償却資産課標 1097.都計土地課標 1098.都計家屋課標 1099.固定区分土地課標
1100.都計区分土地課標 1101.固定減免税額 1102.都計減免税額 1103.按分固定土地課標 1104.按分固定家屋課標 1105.按分固定合
計課標 1106.按分都計土地課標 1107.按分都計家屋課標 1108.按分都計合計課標 1109.按分固定土地税額 1110.按分固定家屋税額
1111.按分固定資産税額 1112.按分都計土地税額 1113.按分都計家屋税額 1114.按分都市計画税額 1115.按分固定土地軽減税額
1116.按分固定家屋軽減税額 1117.按分固定軽減税額 1118.按分都計土地軽減税額 1119.按分都計家屋軽減税額 1120.按分都計軽減
税額 1121.按分固定土地減免税額 1122.按分固定家屋減免税額 1123.按分固定減免税額 1124.按分都計土地減免税額 1125.按分都
計家屋減免税額 1126.按分都計減免税額 1127.固定土地確定税額 1128.固定家屋確定税額 1129.償却資産確定税額 1130.固定確定

計家屋軽減税額 1120.按分都計家屋軽減税額 1121.固定土地軽減税額 1122.固定家屋軽減税額 1123.償却資産軽減税額 1124.固定土地確定税額 1125.固定家屋確定税額 1126.償却資産確定税額 1127.都計土地確定税額 1128.都計家屋確定税額 1129.都計確定税額 1130.固定土地納付年税額 1131.固定家屋納付年税額 1132.償却資産納付年税額 1133.固定納付年税額 1134.都計土地納付年税額 1135.都計家屋納付年税額 1136.都計納付年税額 1137.納付年税額 1138.納付済年税額 1139.訂正書整理番号 1140.調定増減区分 1141.固定土地課税標準増減件数 1142.固定家屋課税標準増減件数 1143.償却資産課税標準増減件数 1144.固定合計課税標準増減件数 1145.都計土地課税標準増減件数 1146.都計家屋課税標準増減件数 1147.合計課税標準増減件数 1148.固定区分土地課税標準増減件数 1149.都計区分土地課税標準増減件数 1150.都計家屋課税標準増減件数 1151.都計合計課税標準増減件数 1152.固定区分土地課税標準増減件数 1153.都計区分土地課税標準増減件数 1154.固定土地税額増減件数 1155.固定家屋税額増減件数 1156.償却資産税額増減件数 1157.固定資産税額増減件数 1158.都計土地税額増減件数 1159.都計家屋税額増減件数 1160.都市計画税額増減件数 1161.固定区分土地税額増減件数 1162.都計区分土地税額増減件数 1163.固定土地軽減税額増減件数 1164.固定家屋軽減税額増減件数 1165.固定軽減税額増減件数 1166.都計土地軽減税額増減件数 1167.都計家屋軽減税額増減件数 1168.都計土地減免税額増減件数 1169.固定区分土地減免税額増減件数 1170.都計区分土地減免税額増減件数 1171.固定土地減免税額増減件数 1172.固定家屋減免税額増減件数 1173.償却資産減免税額増減件数 1174.固定減免税額増減件数 1175.都計土地減免税額増減件数 1176.都計家屋減免税額増減件数 1177.都計減免税額増減件数 1178.固定区分土地減免税額増減件数 1179.都計区分土地減免税額増減件数 1180.按分固定土地課税標準増減件数 1181.按分固定家屋課税標準増減件数 1182.按分固定合計課税標準増減件数 1183.按分都計土地課税標準増減件数 1184.按分都計家屋課税標準増減件数 1185.按分都計合計課税標準増減件数 1186.按分固定土地税額増減件数 1187.按分固定家屋税額増減件数 1188.按分固定資産税額増減件数 1189.按分都計土地税額増減件数 1190.按分都計家屋税額増減件数 1191.按分都市計画税額増減件数 1192.按分固定土地軽減税額増減件数 1193.按分固定家屋軽減税額増減件数 1194.按分固定軽減税額増減件数 1195.按分都計土地軽減税額増減件数 1196.按分都計家屋軽減税額増減件数 1197.按分都計軽減税額増減件数 1198.按分固定土地減免税額増減件数 1199.按分固定家屋減免税額増減件数 1200.按分固定減免税額増減件数 1201.按分都計土地減免税額増減件数 1202.按分都計家屋減免税額増減件数 1203.按分都計減免税額増減件数 1204.固定その他減免税額増減件数 1205.都計その他減免税額増減件数 1206.固定賦課減免税額増減件数 1207.都計賦課減免税額増減件数 1208.固定不均一税額増減件数 1209.都計不均一税額増減件数 1210.固定土地確定税額増減件数 1211.固定家屋確定税額増減件数 1212.償却資産確定税額増減件数 1213.固定確定税額増減件数 1214.都計土地確定税額増減件数 1215.都計家屋確定税額増減件数 1216.都計確定税額増減件数 1217.固定土地年税額増減件数 1218.固定家屋年税額増減件数 1219.償却資産年税額増減件数 1220.固定年税額増減件数 1221.都計土地年税額増減件数 1222.都計家屋年税額増減件数 1223.都計年税額増減件数 1224.年税額増減件数 1225.期別税額1増減件数 1226.期別税額2増減件数 1227.期別税額3増減件数 1228.期別税額4増減件数 1229.期別税額5増減件数 1230.期別税額6増減件数 1231.期別税額7増減件数 1232.期別税額8増減件数 1233.期別税額9増減件数 1234.期別税額10増減件数 1235.期別税額11増減件数 1236.期別税額12増減件数 1237.過年度随時税額1増減件数 1238.過年度随時税額2増減件数 1239.過年度随時税額3増減件数 1240.過年度随時税額4増減件数 1241.過年度随時税額5増減件数 1242.過年度随時税額6増減件数 1243.過年度随時税額7増減件数 1244.過年度随時税額8増減件数 1245.過年度随時税額9増減件数 1246.過年度随時税額10増減件数 1247.過年度随時税額11増減件数 1248.過年度随時税額12増減件数 1249.固定土地課税標準額差額 1250.固定家屋課税標準額差額 1251.償却資産課税標準額差額 1252.固定合計課税標準額差額 1253.都計土地課税標準額差額 1254.都計家屋課税標準額差額 1255.都計合計課税標準額差額 1256.固定区分土地課税標準額差額 1257.都計区分土地課税標準額差額 1258.固定土地税額差額 1259.固定家屋税額差額 1260.償却資産税額差額 1261.固定資産税額差額 1262.都計土地税額差額 1263.都計家屋税額差額 1264.都市計画税額差額 1265.固定区分土地税額差額 1266.都計区分土地税額差額 1267.固定土地軽減税額差額 1268.固定家屋軽減税額差額 1269.固定軽減税額差額 1270.都計土地軽減税額差額 1271.都計家屋軽減税額差額 1272.都計軽減税額差額 1273.固定区分土地軽減税額差額 1274.都計区分土地軽減税額差額 1275.固定土地減免税額差額 1276.固定家屋減免税額差額 1277.償却資産減免税額差額 1278.固定減免税額差額 1279.都計土地減免税額差額 1280.都計家屋減免税額差額 1281.都計減免税額差額 1282.固定区分土地減免税額差額 1283.都計区分土地減免税額差額 1284.按分固定土地課税標準額差額 1285.按分固定家屋課税標準額差額 1286.按分固定合計課税標準額差額 1287.按分都計土地課税標準額差額 1288.按分都計家屋課税標準額差額 1289.按分都計合計課税標準額差額 1290.按分固定土地税額差額 1291.按分固定家屋税額差額 1292.按分固定資産税額差額 1293.按分都計土地税額差額 1294.按分都計家屋税額差額 1295.按分都市計画税額差額 1296.按分固定土地軽減税額差額 1297.按分固定家屋軽減税額差額 1298.按分固定軽減税額差額 1299.按分都計土地軽減税額差額 1300.按分都計家屋軽減税額差額 1301.按分都計軽減税額差額 1302.按分固定土地減免税額差額 1303.按分固定家屋減免税額差額 1304.按分固定減免税額差額 1305.按分都計土地減免税額差額 1306.按分都計家屋減免税額差額 1307.按分都計減免税額差額 1308.固定その他減免税額差額 1309.都計その他減免税額差額 1310.固定賦課減免税額差額 1311.都計賦課減免税額差額 1312.固定不均一税額差額 1313.都計不均一税額差額 1314.固定土地確定税額差額 1315.固定家屋確定税額差額 1316.償却資産確定税額差額 1317.固定確定税額差額 1318.都計土地確定税額差額 1319.都計家屋確定税額差額 1320.都計確定税額差額 1321.固定土地年税額差額 1322.固定家屋年税額差額 1323.償却資産年税額差額 1324.固定年税額差額 1325.都計土地年税額差額 1326.都計家屋年税額差額 1327.都計年税額差額 1328.年税額差額 1329.納付済年税額差額 1330.期別税額1差額 1331.期別税額2差額 1332.期別税額3差額 1333.期別税額4差額 1334.期別税額5差額 1335.期別税額6差額 1336.期別税額7差額 1337.期別税額8差額 1338.期別税額9差額 1339.期別税額10差額 1340.期別税額11差額 1341.期別税額12差額 1342.過年度随時税額1差額 1343.過年度随時税額2差額 1344.過年度随時税額3差額 1345.過年度随時税額4差額 1346.過年度随時税額5差額 1347.過年度随時税額6差額 1348.過年度随時税額7差額 1349.過年度随時税額8差額 1350.過年度随時税額9差額 1351.過年度随時税額10差額 1352.過年度随時税額11差額 1353.過年度随時税額12差額 1354.土地家屋区分 1355.物件番号 1356.更正事由コード 1357.更正年月日 1358.共有者持分番号 1359.共有区分 1360.共有理由コード 1361.共有人数 1362.分割課税開始年度 1363.個人分持分合計分子 1364.個人分持分合計分母 1365.法人分持分合計分子 1366.法人分持分合計分母 1367.共有者告知区分 1368.共有構成員宛名番号 1369.共有構成員氏名 1370.共有構成員住所 1371.共有構成員連番 1372.共有代表者区分 1373.共有持分分子 1374.共有持分分母 1375.構成員告知区分

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(1)宛名特定個人情報ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

＜宛名システムの運用における措置＞

- ・目的を超えた情報を入手することを監視するための措置
個人番号が含まれるファイルに対し、アクセスログを取得し、定期的に点検する。

＜申告、届出等＞

- ・不必要な情報等を記載することを防止するための措置
 - ・地方税法等の関係法令に基づき、情報を取り扱う事務に限定した様式とする。
 - ・対象者以外の情報、不必要な情報等を記載することができない様式とする。
 - ・誤った情報を登録することを防止するための措置
 - ・入手した情報を登録する際には、対象者以外の登録を行わないように、二重のチェックを実施する。
 - ・窓口や郵送による申告、届出等
 - ・情報を入手する際、必要に応じて、本人確認の措置として、運転免許証等の提示を求める。
 - ・本人の代理人による申告、届出等を受ける場合は、必要に応じて委任状等の確認を行う。
 - ・他市区町村への申請に対する措置
 - ・納税通知書の返戻、相続人、現に所有する者等、地方税法等の関係法令に基づき、対象外の情報は入手しないこととする。
 - ・不必要な情報を記載しない様式とし、宛先を記載した返信用封筒を同封し、本市以外に返信されないこととする。
 - ・住民基本台帳ネットワークシステムの使用に対する措置
 - ・正当な利用目的以外の目的で個人情報を取得することを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上の指定を必須とする。
- <課税資料からの入手における措置>
- ・申告書等の課税資料は、地方税法等関係法令に基づいて提出されるものであり、申告等を行った者以外の情報は入手できない。
- <松江地方税務局からの登記通知>
- ・不必要な情報の入手を防止する措置等
 - ・地方税法382条に基づき、通知されるため、不必要な情報は入手できない。
- <所得税等の書類の閲覧>
- ・不必要な情報の入手を防止する措置等
 - ・不必要な情報を取得しないよう、閲覧申請には対象者以外の情報や不必要な情報を記載することができない様式とする。

リスクへの対策は十分か

[十分である] <選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である
3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から宛名情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ・宛名システム内において、宛名情報の基本情報を保持する各マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理している。	
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	☐ 行っている	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・宛名システムを利用する必要がある職員、委託先を特定している。 ・個人番号の照会権限については、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証及び生体認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。	
その他の措置の内容	なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実装している。	
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	☐ 定めている	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・必要に応じて委託先の視察・監査を行う	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託については、事前申請書を提出させ、審査のうえ適当と判断したものについて承諾している。委託先が責任を持って再委託先を管理・監督し、委託先と同等のセキュリティの確保を行わせる。	
その他の措置の内容	委託業務は、本市庁舎内及びデータセンター内で行えない。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・情報保護管理体制の確認 委託先の情報保護体制を確認する。 また、委託業者が当初の選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。 閲覧及び更新権限を持つ者を必要最小限にする。 閲覧及び更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧及び更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認する。 委託業者から適宜セキュリティ対策の実施状況の報告を受ける。		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	・特定個人情報の提供・移転は、番号法、条例等の規定に基づき、定められた提供・移転先について行う。 ・松江市個人情報保護条例において、収集した個人情報の目的以外の目的での提供及びオンライン結合による個人情報の提供について制限している。 ・庁内システムについて、システム連携一覧表を作成し、管理している。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「宛名特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク ファイルへ出力する必要がある場合には、ファイル出力の記録が残される仕組みが構築されている。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 正しい情報を提供・移転するため、システム内で論理チェック等を実施し、システムの担保するとともに、適正に事務運用を行う。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 移転については、移転先と連携基盤システムを介して連携定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<番号連携サーバーにおける措置> 1. 番号連携サーバーは厳重な入退館管理が行われているデータセンターに設置する予定。 2. サーバー室への入退室の入館管理も厳重に行う。 3. バックアップについても、厳重な管理を行う予定である。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜物理的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 2. 事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 ＜技術的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2. 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	
8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 選択肢 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・事務担当職員に対して、初任時に、必要な知識の習得に資するための研修や指導を行っている。 ・松江市情報セキュリティポリシーに基づき、セキュリティ対策を行っている。 ・委託業者に対して、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
10. その他のリスク対策	
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 固定資産税特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜固定資産税システムのソフトウェアにおける措置＞ ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 対象者が多数表示される一覧表示の画面および帳票には個人番号を表示又は印字しない仕組みとする。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・固定資産税情報の基本情報を保持する各マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理しており、特定個人情報を含むデータベースへの他業務からのアクセスは禁止している。 ・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・固定資産税システムを利用する必要がある職員、委託先を特定している。 ・個人番号の照会権限については、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証及び生体認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。
その他の措置の内容	なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実装している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・必要に応じて委託先の視察・監査を行う
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託については、事前申請書を提出させ、審査のうえ適当と判断したものについて承諾している。委託先が責任を持って再委託先を管理・監督し、委託先と同等のセキュリティの確保を行わせる。
その他の措置の内容	委託業務は、本市庁舎内及びデータセンター内で行えない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・情報保護管理体制の確認 委託先の情報保護体制を確認する。 また、委託業者が当初の選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧及び更新権限を持つ者を必要最小限にする。 閲覧及び更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧及び更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認する。 委託業者から適宜セキュリティ対策の実施状況の報告を受ける。	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク	

特定個人情報の提供・移転 に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
-------------------------	-----------	---

ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	・特定個人情報の提供・移転は、番号法、条例等の規定に基づき、定められた提供・移転先について行う。 ・松江市個人情報保護条例において、収集した個人情報の目的以外の目的での提供及びオンライン結合による個人情報の提供について制限している。 ・庁内システムについて、システム連携一覧表を作成し、管理している。
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「宛名特定個人情報ファイル扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク ファイルへ出力する必要がある場合には、ファイル出力の記録が残される仕組みが構築されている。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 正しい情報を提供・移転するため、システム内で論理チェック等を実施し、システムの担保するとともに、適正に事務運用を行う。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 移転については、移転先と連携基盤システムを介して連携定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない（入手） [] 接続しない（提供）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ・目的外の情報照会等の防止 番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<番号連携サーバーにおける措置> 1. 番号連携サーバーは厳重な入退館管理が行われているデータセンターに設置する予定。 2. サーバー室への入退室の入館管理も厳重に行う。 3. バックアップについても、厳重な管理を行う予定である。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<物理的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 2. 事前に申請承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <技術的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2. 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない ☐ 十分に行っていない ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	・事務担当職員に対して、初任時に、必要な知識の習得に資するための研修や指導を行っている。 ・松江市情報セキュリティポリシーに基づき、セキュリティ対策を行っている。 ・委託業者に対して、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。
10. その他のリスク対策	
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号690-8540 島根県松江市末次町86番地 松江市役所 総務部総務課 法制・情報公開係 電話番号 0852-55-5555(代表)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号690-8540 島根県松江市末次町86番地 松江市役所 政策部情報統計課 情報システム係 電話番号 0852-55-5555(代表)
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I-5-②所属長の役職名	固定資産税課長 生和 康宏	固定資産税課長	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策	—	(各項目追加)	事後	様式変更に伴う追加
令和2年9月1日	I-8 連絡先部署の名称	情報統計課 情報政策係	情報統計課 情報システム係	事後	
令和2年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年6月25日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年9月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和1年6月25日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和7年1月30日	I-3 個人番号の利用	(法令上の根拠)	(法令上の根拠)	事後	
令和7年1月30日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(法令上の根拠)	(法令上の根拠)	事後	
令和7年1月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月30日	IV-8 人手を介在させる作業	—	(項目追加)	事後	様式変更に伴う追加
令和7年1月30日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	(項目追加)	事後	様式変更に伴う追加